

亀山市立中部中学校 学校運営協議会 専門部会運営細則

令和2年4月24日施行
令和3年4月20日改定
令和4年4月19日改定

【地域連携部会】

1. 地区教育協議会の設置について

- (1) 地域と学校の交流を深め、地域住民、保護者、学校教職員で、生徒の育成に関する様々な問題や要望を協議するとともに、生徒の健全な育成を支援することを目的として、中部中学校校区内の各地区に、地区教育協議会を設置する。
- (2) 校区を次の8地区に分け、地区教育協議会の活動を行う。
①野登 ②川崎 ③和田・和田団地 ④井田川・川合・新道
⑤みどり ⑥みずほ台・山田 ⑦ひとみヶ丘 ⑧みずきが丘
- (3) 地区教育協議会は、地区会長と地区教育協議会書記、学校教職員の地区担当で構成し、地区集会で地域住民と保護者を招集する。
- (4) 次年度の地区会長の選出については、年度末に地区会長と地区教育協議会書記が、地域住民より候補者を推薦し、学校運営協議会会長が委嘱する。但し、再任を妨げない。なお、地区教育協議会書記は、PTA地区部員より選出する。

【学校支援部会】

1. サポート会の設置について

- (1) 学校及び生徒に関する緊急及び重大な事案等に関する事項について協議し、その取組を進めるとともに、日常的な学校、生徒、保護者支援を目的として、サポート会を設置する。
- (2) サポート会の委員は、次に掲げる者をもって構成し、必要に応じて会議をもつ。
①学校運営協議会会長ならびに副会長
②本校の校長ならびに教頭
③学校支援部会長
④本校区内保護司
⑤本校区内主任児童委員
⑥本校関係教職員
⑦その他必要と認める者

2. 学校ボランティアの活動について

- (1) 学校支援部会に属する学校ボランティアは、別表1に掲げる者とする。また、それぞれ、別表1にある役割を担うものとする。

(別表1)

ボランティアの種別	ボランティアの役割
①学習ボランティア	生徒の補充学習等のサポート、授業時の教師サポート 等
②部活動ボランティア	生徒の部活動に係るサポートや見守り 等
③教育支援ボランティア	生徒の学習活動以外の学校生活に係るサポート 等
④その他	

【環境安全部会】

1. 学校環境整備委員会の設置について

- (1) 全ての生徒が確かな学力を身に付け健やかに成長するため、学びやすく居心地の良い校内環境・学習環境づくりを進めることを目的として、学校環境整備委員会を設置する。
- (2) 学校環境整備委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成し、必要に応じて会議をもつ。
 - ①学校運営協議会会長ならびに副会長
 - ②本校の校長ならびに教頭
 - ③環境安全部会長
 - ④本校PTA体育整備部員
 - ⑤本校PTA教養部員
 - ⑥本校関係教職員
 - ⑦その他必要と認める者

2. 学校ボランティアの活動について

- (1) 環境安全部会に属する学校ボランティアは、別表2に掲げる者とする。また、それぞれ、別表2にある役割を担うものとする。

(別表2)

ボランティアの種別	ボランティアの役割
①交通安全ボランティア	生徒の登下校時等の交通安全パトロール、交通指導 等
②学校防災ボランティア	生徒の防災訓練時のサポート、学校被災時の協力 等
③環境整備ボランティア	校内の環境整備に係るサポート 等
④その他	

【特別部会】

1. 「中部チューリップラン推進部会」の設置について

- (1) 本校を象徴する場の一つでもある中庭を、「花咲く憩いのスペース」「皆が集い笑顔があふれる思いやりの空間」とすることを主たる目的として、「中部チューリップラン推進部会」を設置する。
- (2) 「中部チューリップラン推進部会」の部会員は、次に掲げる者をもって構成し、必要に応じて会議をもつ。
 - ①学校運営協議会委員
 - ②本校関係教職員
 - ③その他必要と認める者
- (3) 「中部チューリップラン推進部会」は、各年度の状況に応じて活動できるものとする。

【補則】

1. この運営細則は、各専門部会の運営に必要な事項について、次に掲げる場合において、見直すことができる。

- (1) 学校運営協議会会長が必要と認めた場合
- (2) 校長が必要と認めた場合
- (3) 部会長が必要と認めた場合

2. 1のいずれの場合においても、学校運営協議会の承認を得るものとする。